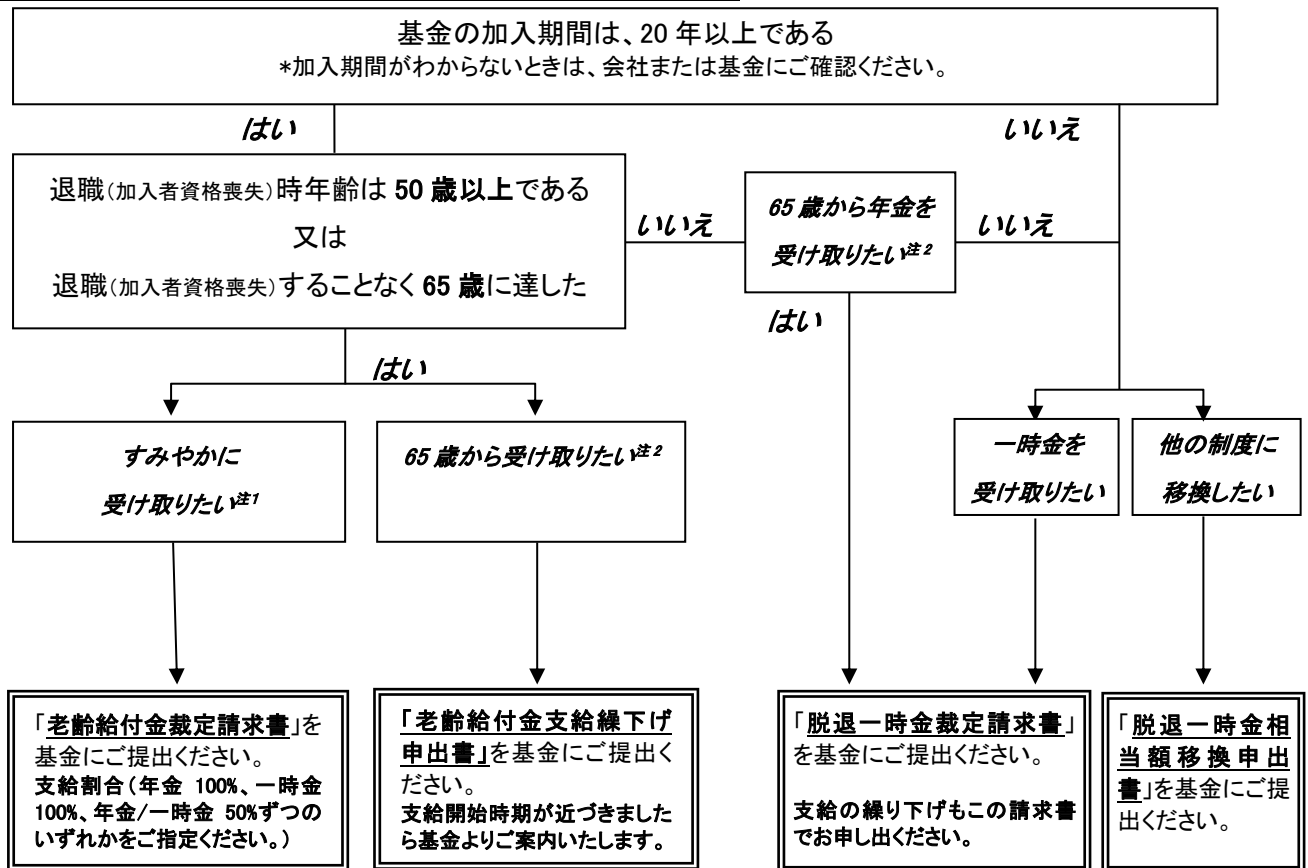


基金からの給付を受け取るには

ベネフィット・ワン企業年金基金

あなたが会社を退職するなどの理由により「ベネフィット・ワン企業年金基金」(以下「基金」といいます。)の加入者でなくなったときは、基金から給付金を受け取ることができます。以下の内容をご一読のうえ、必要な手続きをお願いします。「基金からの支給に関する手続きのご案内」には、詳細な説明を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

以下の流れ図を参考に、あなたがとる手続きをご確認ください。



注1 65歳になったときにまだ基金の加入者であるときは給付金を受け取らず、65歳以降の積立も加算して退職時(最長70歳)で給付(年金又は一時金)を受け取ることができます。

注2 65歳未満で年金の受給権を取得した場合は、その支給開始を65歳まで繰り下げることができます。

各種請求書は、基金ホームページ(最終頁をご覧ください)からご入手ください。

基金ホームページの「給付金請求書」を選んでいただくと各種請求書が添付されています。



裁定請求書、退職所得の受給に関する申告書の書き方

脱退一時金裁定請求書の例です。老齢給付金裁定請求書、遺族給付金裁定請求書も同様の書式となっております。

【脱退一時金裁定請求書】

【様式②】

記入例

※基金の加入者期間が20年以上かつ50歳以上の退職または65歳到達時は「老齢給付金裁定請求書」をご使用ください。

脱退一時金裁定請求書

ベネフィット・ワン企業年金基金 部中

下記の通り、脱退一時金の裁定を請求します。 記入日 20**年 9月 3日

フリガナ	ベネ	トシオ	印	性別	生年月日
氏名	辺根	年男	辺根	男	S43年 8月31日
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番2号				
勤務先	セタグヤク サクラシマチ				
郵便番号	〒154-0015 東京都目黒区三軒がゆ1-2-3 さくら荘				
基礎年金番号	0123456789	退職した会社名	側辺視産業		
受取り方法	三菱UFJ 信用組合 新宿 支所 出張所				
支給割合の選択	一時金 加入者期間が20年未満の場合は、「1.一時金100%」をご選択ください。				

※請求書に記載されている添付書類をご用意ください。特に「退職所得の受給に関する申告書」のご提出がない場合、給付金支給時に税金が源泉徴収される場合があります。

【退職所得の受給に関する申告書】

記入見本

※退職に起因しない資格喪失による場合は提出不要

年分 退職所得再審査書

必ず記入、ご捺印ください。

所在地(住所)	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番2号	現住所	〒154-0015 東京都目黒区三軒がゆ1-2-3 さくら荘
氏名	ベネフィット・ワン企業年金基金	氏名	辺根 年男
個人番号	個人番号 12345678901234567890	個人番号	個人番号 98765432109876543210
加入資格喪失日(退職日)	H28年 5月 1日	加入資格取得日	H26年 4月 1日

区分	退職所得の支払を受けた年月日	退職所得の支払額	退職所得の支払を受けた年月日	退職所得の支払額
A	H28年 5月 1日	250,000	H26年 4月 1日	0
B	H28年 4月 30日	0	H26年 5月 1日	0
C	H28年 4月 30日	0	H26年 5月 1日	0

収入金額 250,000 (円) 支払額 0 (円) 退職金の支払を受けた年月日 H28.4.30 退職金の支払額 0 (円) 退職金の支払を受けた年月日 H26.5.1

*請求書に記載されている添付書類をご用意ください。特に「退職所得の受給に関する申告書」のご提出がない場合、給付金支給時に税金が源泉徴収される場合があります。(詳しくは「基金からの支給に関する手続きのご案内」に掲載しております。)

給付金のお支払いは、請求書が基金に届いてから約1ヶ月後となります。

給付金は、当基金で定める書類の受付締め日ごとに定める支払日にご指定の口座に振り込みをさせていただきますので、下記書類送付先まで必要書類をお送りください。

書類の受付締め日と支払予定日については、当基金のホームページをご覧ください。

書類送付先及び問い合わせ先

ベネフィット・ワン企業年金基金

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目6番2号 日本ビルディング9階

ホームページ URL: <https://www.benefitdb.jp/>